



文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これからの書写・書道教育 (28)

平成29年3月に小学校・中学校・平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂・告示された現行の教育課程は、令和2年4月の小学校に始まり、昨年度をもって小学校、中学校、高等学校のすべての校種で実施となりました。現行の学習指導要領の趣旨、新しい学習評価の考え方、GIGAスクール構想等に基づく学習指導への理解も進み、その実践・充実が図られているところですが、いよいよ次期改訂に向けた動きも見られ始めています。

本連載では、次期改訂も見据えながら、現行の教育課程を踏まえた、これからの書写・書道教育と、関連事項について紹介していきます。現行の教育課程を学校並びに社会において共有し相互に理解しあうことで、学校教育並びに社会教育としての書写・書道教育の更なる発展・振興を図り、学校だけでなく、社会全体で児童・生徒の学びと成長を支援してまいりましょう。

今回は、学校教育における書写・書道、社会教育における書道・書における、創造性ならびに個性の在り方について考えてみたいと思います。

一 書写、書道、書を学ぶこと

小学校・中学校の国語科の書写では、言語文化に親しみ、言語文化を継承し担う態度を、伝統文化を重視しながら育むことが目指されているとともに、「国語で適切に表現する」ことについて、特に文字を通して効果的に伝えるための知識と技能を育むことが求められているといえます。

高等学校芸術科書道は、伝統を踏まえながら、芸術として学習されます。芸術とは美の表現、自己表現であり、美そのものや人の内面を（造形芸術の場合）形あるものとして表すことです。

社会教育としての書道・書（様々な呼称があることへの対応として併記）は、学校教育以外で学習されるものであり、学習者の年齢や学習の目的に制限等はなく、学習の系統性

や段階、学習者の年齢等による身体機能や経験等の違いにも柔軟に応じつつ、およそ芸術として学習が展開されているものと思います。

二 創造性

学校教育としての書写教育・書道教育において、「創造性」が言及されるのは高等学校芸術科書道のみとなります。美の表現、自己表現である芸術としての書道では、必然的に創造性が学習活動の中で意図されることとなります。高等学校学習指導要領の中では、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」の目標において、「個性的」「創造的」の語が用いられています。

「創造」とは、「創意を用いてものごとを造り出す」ことであり、模倣（もほう）や模造とは対極のものであり、「新しいことを初めて産み出す」ことと捉えられます。近年の人工知能・生成AIの発達とその利活用を考えると、人工知能・生成AIにはできないこと、人にしかできないこととして創造性が強調されています。

書道・書の多様な表現、これまで

の歴史的な展開の中に創造的と判断・評価されるものも多数ある一方で、日本の伝統文化の大半を占める伝統芸能等では、創造性よりも伝統的な様式が重視されたり、いわゆる師資相承^{そうしょう}として技法や考えを代々受け継いでいったりする傾向が強く見られ、書道もまた長く継承されてきた学び方の中にそうした性質が見られます。

して得られた価値観、思考・行動様式、感情表現等に表出し、他者から捉えられるべきものです。近年、個性的であることが、柔らかに、しかし当然のことのように求められる社会的な傾向や、それに呼応するようになるとにかく個性的であらねばならないとする意識や価値観等が、やや偏^{かたよ}った形で見られるのも事実でしょう。

小学校・中学校での国語科の書写では、「国語で正確に理解し適切に表現する」ことが掲げられている中で、適切に表し効果的に伝えるために機能する知識や技能を書写の学習で身に付けるという基本的な考え方からすれば、創造性が言及されることは考えがたく、ある意味では言及・追求すべきものでもありません。

小学校・中学校での国語科の書写については、国語による個性的な言語表現と書写の学習が関わる可能性もあるでしょうが、適切に表し効果的に伝えるという活動においては個性的であることはあまり想定されていないと考えられます。

三個性
「個性」とは、「他の人と違う、その人特有の性質・性格」であり、「個人の特性、個体に特有の性質」と捉えられます。個性は、生まれ持った性格や特性の他、学習や経験を通

一方の高等学校芸術科書道ならびに社会教育としての書道・書については、書道・書における個性として判断・評価されうるものとして、歴史上、それまでにない新たな書の表現様式や、既存の書道の枠を飛び越えた新たな表現形式等が考えられますが、最も身近なものとして「書風」が挙げられます。書風とは筆者独自

の書きぶりであり、筆者ならびにそれぞれの古典独自の個性と捉えることができます。

社会教育の中でも長く大切にされ、高等学校学習指導要領にも示されている「伝統を踏まえる」ことは、例えば「臨書」^{りんしよ}の活動を通して古典と向き合うことであり、その活動を通じて古典の美を感じ、捉え味わうとともに、その美を生み出す古典独自の書風と向き合うことであり、その書風を捉え理解し、その技能を身に付けるということです。

では、様々な古典の書風を学ぶ臨書が、なぜ書道・書の学習の基本とされているのでしょうか。それは、学習者にとって未知の書風に広く触れ、その技能を広く身に付ける臨書という活動を通して、学習者独自の個性的で創造的な書風を産み出すことが目指されているということです。

一方で、高等学校芸術科書道では、主に時間的な制約から個性的で創造的な表現にまで辿^{たど}り着けないのが現状でしょうし、社会教育でも、芸術

としての表現の本来の意味について、学ぶ中で明確に捉えられ意識されているとは限りません。社会教育は学習者それぞれに学ぶ目的が違っていてよく、学習者人口の極めて多い書道・書の学習者のすべてが必ずしも表現者を目指しているわけではないことは当然のことでしょう。

書道・書は芸術であり、芸術文化でもあります。それ故、文化として、あるいは教養として、また、人生に潤^{うるお}いをもたらす楽しみとして広く愛好されることは、芸術文化としての本来のあるべき姿であるとも考えられます。その点こそが、前回紹介した登録無形文化財の登録、ユネスコ無形文化遺産の提案で高く評価された点でもあります。一方で、書道の歴史が、それぞれの時代で広く共有された書風・書流の体系であることにも留意して、書道・書における創造性や個性の在り方について、書道・書を学ぶ皆さんそれぞれに改めて考えてみてほしいと思います。

(次回に続く。)